

住宅省エネキャンペーンにおける3省連携(新築)

令和7年度補正予算案
・ みらいエコ住宅2026事業 (国土交通省・環境省)
1,750億円 (新築)

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、新築住宅の省エネ化への支援を強化する必要。

国土交通省及び環境省による「住宅の新築・購入」を支援する補助制度と、経済産業省による「蓄電池の設置」を支援する補助制度について、3省の連携により、各事業を組み合わせることで併用を可能とする。

対象

みらいエコ住宅2026事業

対象世帯	工事内容※1,2	対象住宅	補助額 ()は1～4地域
すべての世帯	・注文住宅の新築 ・新築分譲住宅の購入 ・賃貸住宅の新築	GX志向型住宅※3 ○下記の①,②,③及び④に適合するもの ① 断熱等性能等級「6以上」 ② 一次エネルギー消費量の削減率(右表) ③ 高度エネルギーマネジメント(HEMS※4等)の導入等 ④ 建築事業者がGXの促進に対する協力について表明等すること※5	戸建住宅 再エネ除く 35%以上 再エネ含む 100%以上 75%以上 — 共同住宅 3階建以下 4・5階建 6階建以上 再エネ除く 35%以上 再エネ含む 75%以上 50%以上 — 110万円/戸 (125万円/戸)
子育て世帯 または 若者夫婦世帯	・注文住宅の新築 ・新築分譲住宅の購入 ・賃貸住宅※6の新築 (主たる入居世帯を子育て世帯等とするもの)	長期優良住宅※3,7 古家の除却を行う場合※7 ZEH水準住宅※3,7 古家の除却を行う場合※7	75万円/戸 (80万円/戸) 95万円/戸 (100万円/戸) 35万円/戸 (40万円/戸) 55万円/戸 (60万円/戸)

+

蓄電池を設置する場合の補助事業

・以下の補助事業を組み合わせることで併用可能(併用可)。

	補助概要	補助率
DR※1に対応したリソース導入 拡大支援事業(仮)※2	DRに活用可能な家庭用等蓄電システムの導入を支援	3/10

※1: デマンド・リスポンスの略称。電力需要を制御することで、電力需給バランスを調整する仕組み。
※2: 別途申請の必要有。蓄電システムに係る契約または受発注及び支払いは交付決定前の着手不可。

※1: 対象となる住戸の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。
※2: 以下の住宅は、原則対象外とする。
① 「土砂災害特別警戒区域」又は「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に立地する住宅
② 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害リスクゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は洪水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
③ 「市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は洪水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。」に立地する住宅
④ 「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は洪水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。」かつ「災害危険区域」に立地する住宅
※3: 「GX志向型住宅」は環境省において実施、「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。
※4: 他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要。(接続の是非は居住者の判断)
※5: 温室効果ガスの排出削減のための取組の実施、省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加など
※6: 賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。
※7: 住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主(その親族を含む)が所有する住宅を除却する場合。